

7 福薬業発第 2 1 号
令和 7 年 4 月 1 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

健康被害救済制度における給付金額の改正について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、健康被害救済制度における給付金額が改正され、独立行政法人医薬品医療機器総合機構より下記のとおり公表されました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

■独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）ホームページ
ホーム＞健康被害救済業務＞医薬品副作用被害救済制度に関する業務＞
医療費等請求手続き＞給付の種類と給付額

URL：<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>

以上

日 薬 情 発 第 9 号
令 和 7 年 4 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

健康被害救済制度における給付金額の改正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、独立行政法人医薬品医療機器総合機構より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、健康被害救済制度における給付金額が改正され、同機構より公表されております（以下）。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○PMDAホームページ > 健康被害救済業務 > 医薬品副作用被害救済制度に関する業務 > 医療費等請求手続き > 給付の種類と給付額

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>

4.7
07
令和7年4月2日
事務連絡

公益社団法人日本薬剤師会 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部企画管理課

健康被害救済制度における給付金額の改正について

日頃より、(独)医薬品医療機器総合機構の業務に関し、ご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、別添通知のとおり、(独)医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、令和7年4月1日より健康被害救済制度における給付金額が改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいても、お知らせしております。

(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>)

今後とも、健康被害救済制度へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先

〈電話〉03-3506-9460 (企画管理課)

医薬副 0326 第 1 号
令和 7 年 3 月 26 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省 医薬局 総務課
医薬品副作用被害対策室長
(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を
改正する政令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 79 号。以下「改正政令」という。）が公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額について、医療を受けた日数等に応じ、月額 38,900 円から 39,900 円に、月額 36,900 円から 37,900 円に引き上げること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）。
- (2) 機構が支給する障害年金の額について、障害の程度に応じ、2,966,400 円から 3,045,600 円に、2,373,600 円から 2,436,000 円に引き上げること（施行令第 7 条第 1 項関係）。
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額について、障害の程度に応じ、927,600 円から 952,800 円に、741,600 円から 762,000 円に引き上げること（施行令第 9 条第 1 項関係）。
- (4) 機構が支給する遺族年金の額について、2,594,400 円から 2,664,000 円に引き上げること（施行令第 10 条第 5 項関係）。
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額について、7,783,200 円から 7,992,000 円に引き上げること（施行令第 11 条第 2 項関係）。